

【農薬を使用される方々へ】



安全・安心な農産物を生産するために、

確かなチェックで農薬適正使用！

農薬の使用基準を裏のチェックシートで確認しましょう。

農薬残留基準値超過の3大原因

1. 作物登録のない農薬の誤使用
2. 使用時期、収穫前日数の間違い
3. 散布器具の洗浄不足



農薬残留基準を超過しないためにも
農薬ラベルをよく確認しましょう！

特に重要な点を、下の表示例と、裏のチェックシートにまとめてみました。
使用予定の農薬のラベルと見比べながら、チェックシートで確認してください。

農薬の購入時および使用前に、チェックシートで確認し、
安全・安心な農産物の生産を心掛けましょう。

農薬ラベルの表示例とチェックのポイント

《農薬ラベルの表示例》

農林水産省登録
第〇〇〇〇〇号

ここも確認！

【適用と使用法】

作物名	適用害虫名	希釈倍数 又は使用量	10a当たり 散布液量	使用時期 (収穫前)	総使用回数
□□□	アブラムシ類 ハスモンヨトウ	1000倍 1500倍	200～300ℓ	3日前まで	2回以内
△△△	アザミウマ類	1000倍～ 2000倍	—	7日前まで	5回以内

ポイント1

対象作物

ポイント2

適用病虫害、
雑草名

ポイント4

使用時期
(収穫前)

ポイント5

総使用回数

農薬の購入時及び使用前に、



※ 農薬ラベルで、**しっかり**確認しましょう。

確 認 項 目	チェック
☆ 最初に、農林水産省の登録番号を確認しましょう。 ※ 農林水産省登録番号が記載されていますか？ (番号のない資材は、農薬として使用できません。)	
ポイント1 適用農作物を確認しましょう。 (使用できる作物名が記載されています) ※ 使用予定の農作物は記載されていますか？ (複数の農作物に散布する際は、特に要注意です!)	
ポイント2 適用病虫害雑草名・使用目的を確認しましょう。 (防除できる病虫害、雑草名が記載されています) ※ 使用予定の農作物で、対象とする病虫害、雑草名は記載されていますか？	
ポイント3 希釈倍数・散布液量を確認しましょう。 ※1 希釈倍数は間違いありませんか？ ※2 農薬の使用量は適正ですか？	
ポイント4 使用時期を確認しましょう。 ※ 散布から収穫までの日数は足りていますか？	
ポイント5 総使用回数を確認しましょう。 (同一成分を含む農薬の、総使用回数が記載されています。) ※1 以前、同じ成分を含む農薬を散布していませんか？ ※2 これまでに合計で何回散布しましたか？	
☆ 最後に、散布器具等の洗浄を確認しましたか？ ※1 タンク、ホース内は洗浄しましたか？ ※2 動力噴霧機内部(圧力タンク等)も洗浄しましたか？	

★ ★ ★ 問 い 合 わ せ 先 ★ ★ ★

総合農業試験場

病虫害防除・肥料検査課
(病虫害防除・肥料検査センター)

TEL.0985-73-6670

児湯農林振興局

(児湯農業改良普及センター)

TEL.0983-43-2311

中部農林振興局

(中部農業改良普及センター)

TEL.0985-30-6121

東臼杵農林振興局

(東臼杵南部農業改良普及センター)

TEL.0982-68-3100

南那珂農林振興局

(南那珂農業改良普及センター)

TEL.0987-21-9550

〃

(東臼杵北部農業改良普及センター)

TEL.0982-32-3216

北諸県農林振興局

(北諸県農業改良普及センター)

TEL.0986-38-1554

西臼杵支庁

(西臼杵農業改良普及センター)

TEL.0982-72-2158

西諸県農林振興局

(西諸県農業改良普及センター)

TEL.0984-23-5105

営農支援課(生産環境担当)

TEL.0985-26-7132